# 第2期富山市子ども・子育て支援事業計画について

## 1 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものです。また、2014(平成26)年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、本市がこれまで取り組んできた『富山市次世代育成支援行動計画後期計画』を踏まえるとともに、2019(令和元)年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により策定の努力義務とされた市町村子どもの貧困対策推進計画も兼ねて、今後子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。

## 2 他計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本となる『富山市総合計画』との整合性を保ちながら、「教育基本法」に基づく『第2期富山市教育振興基本計画』をはじめとして、『富山市健康プラン21』(第2次)等、関連する本市の部門別計画との連携を図るものです。

# ■ 他計画との連携 富山市 総合計画 玉 ◇子ども・子育て支援法 第61条(根拠法) 富山市第二期 ◇次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て支援事業計画 第8条 ◇子どもの貧困対策の推進 に関する法律 第9条 ①富山市次世代育成支援 行動計画後期計画 ②子どもの貧困対策推進計画 関連部門別計画 ①第2期富山市教育振興基本計画 ②富山市健康プラン21 (第2次) ③第2次富山市男女共同参画プラン 4富山市スポーツプラン 5富山市障害者計画 等 1

## 3 計画の基本目標

計画の基本理念に基づき、子どもや子育てに関する各分野の支援策を推進していくために、次の5項目を基本目標として設定します。

### 基本目標 I 子育て意識の啓発と相談機能の充実

安心して子どもを生み育てることができるよう、子育ての重要性について広く意識 啓発を行うとともに、子育ての楽しさや育児に関するさまざまな情報を交換し合える ような、地域の身近な相談機会の充実に努めます。

### 基本目標Ⅱ 子育て家庭への支援の充実

すべての子どもと子育て家庭を対象として、地域ニーズに応じた多様で総合的な保育サービスや学校教育の量と質の充実を図るとともに、それぞれの家庭を取り巻く地域社会が子育て家庭を支援する環境づくりを推進します。

### 基本目標Ⅲ 健やかに子どもが育つ環境づくり

妊産婦や乳幼児の健康を守る母子保健や、学童期・思春期から成人期に向けた保健 対策の充実に加え、子どもと子育て家庭にとって安全でやさしいまちづくり等、子ど もたちが健やかで安心して過ごせる環境づくりを推進します。

### 基本目標Ⅳ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

児童虐待の深刻化、家庭や経済的な要因を背景とした厳しい状況下にある子どもの 貧困は、今後も重要な社会問題になると思われます。妊娠期からの虐待予防に努める とともに、社会として養護を必要とする子どもの支援を行い、ひとり親家庭や育児上 の困難を抱える家族、障害がある子どもとその家族等、多様な家庭に対する支援の充 実に努めます。

### 基本目標V 子育てと仕事の両立支援

男女がともに子育てと仕事を両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるように、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めるとともに、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進等、働きやすい職場環境の整備充実に努めます。

# 4 施策の体系図

≪基本理念≫ ≪基本目標≫ ≪施策の方向性≫ 子育てについての意識啓発 子育て相談体制の充実 子育て意識の啓発と 3 教育相談の充実 相談機能の充実 男女共同参画社会の推進 子育てに喜びや生きがいを感じる生活を、社会全体が応援する環境づくり すべての子どもたちの、 保育サービス等の充実 2 学校教育の充実 子育て家庭への支援の充実 家庭や地域における子育て環境の充実 個性豊かで健やかな育ちが尊重される環境づくり 1 母子保健サービスの充実 2 「食育」の推進 3 小児医療の充実 Ⅲ 健やかに子どもが育つ 4 有害環境対策の推進 5 住環境の整備 環境づくり 6 安全でやさしいまちづくり 青少年期の心と身体の健康づくり 要保護児童等の支援 1 2 ひとり親家庭等への支援 W 社会的養護が必要な子どもや 障害児施策の充実 援助を要する家庭への支援 子育てに対する経済的支援 5 子どもの貧困対策(新) ワーク・ライフ・バランスの意識づくり 1 V 子育てと仕事の両立支援 雇用環境の整備